

令和5年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(大分県中小企業等外国出願支援事業)
公募要項

一般社団法人大分県発明協会（以下「協会」という。）では、大分県内に事業所を有する中小企業者等が外国での事業展開等で活用する産業財産権の取得に要する経費の一部を助成します。

1. 申請受付期間

令和5年5月17日（水）～令和5年6月16日（金）午後5時必着（郵送または持参）

2. 事業内容

(1) 助成対象経費

採択決定後、実績報告書提出日までに発注／契約、実施、支払いが行われたものに限ります。

※採択前に着手した（例：既に翻訳を依頼している）場合は、申請自体が助成対象外となります。（別添1参照）

(2) 補助率・補助上限額

- ・補助率：助成対象経費の2分の1以内（千円未満端数切捨て）
- ・補助上限額：1中小企業あたり300万円以内（協会とジェトロにて採択した補助金合計）
- ・1申請案件に対する補助金の上限額：

■ 特許出願	150万円
■ 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願	60万円
■ 冒認対策商標登録出願	30万円

（冒認対策商標登録出願とは、第三者による抜け駆け（先取り）出願（冒認出願）への対策を目的とした商標登録出願）

3. 申請要件

申請時に以下（1）～（7）のすべての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 大分県内に主たる事業所を有する中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業をいいます。）または、それらの中小企業者で構成されるグループ（グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいいます。）であること。ただし、みなし大企業を除く。

※中小企業者には法人格を有しない個人事業者を含む。また、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人を含む。
- (2) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があるもの。
- (3) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業

展開を計画しているもの。

- (4) 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有しているもの。
- (5) 実施要領及び本要項に定める必要な事項に基づく協会への提出書類について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任代理人）の協力が得られるものまたは、自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できるもの。
- (6) 本事業実施後のフォローアップ調査に対し協力するもの。
- ※平成29年度から令和3年度に当補助金を利用した事業者に対して特許庁が実施した「令和4年度フォローアップ調査に回答しなかった事業者および、当補助金を過去利用して「査定状況報告書」を提出していない事業者は、原則申請できません。
- (7) 暴力団関係企業、違法な行為または不正な行為を行った中小企業者、その他協会が不当と判断する中小企業者でないこと（「暴力団排除に関する誓約事項」（様式第1-1別添2参照））

	業 種	資本金	従業員数
①	ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
②	旅館業	5,000万円以下	200人以下
③	製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業または情報処理サービス業、その他の業種（④～⑥を除く。）	3億円以下	300人以下
④	卸売業	1億円以下	100人以下
⑤	サービス業	5,000万円以下	100人以下
⑥	小売業	5,000万円以下	50人以下

みなし大企業は対象となりません。

本補助金の「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当するものとなります。

- 大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有している。
- 大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有している。
- 役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務している。
- 資本金または出資の総額が5億円以上の法人が、直接または間接に100%の株式を保有している。
- 間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が1.5億円を超える。
- その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる者。

※大企業とは、上記中小企業者以外の者であって、事業を営む者を言います。ただし、以下に該当する者については大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

4. 助成対象となる外国出願

以下の（１）～（５）の条件をすべて満たしている出願が対象となります。

（１）出願内容

既に日本国特許庁に行っている出願（PCT国際出願を含む。）と同一内容（発明・商標の名称及び内容）で行われる出願

（２）出願方法

下記のいずれかに該当する方法により行われる出願

- ①パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁等への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には必ずしも優先権を主張することを要しない。）
- ②特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階へ移行する方法）
日本国以外国の出願を基礎とする、PCT国際出願を国内移行する案件は対象外。
- ③特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法がダイレクトPCT国際出願であって、日本国を指定国に含んで各国に移行する方法
- ④ハーグ協定に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法
- ⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法。

（３）出願人名義

既に日本国特許庁に行っている出願（PCT国際出願を含む。）と同一名義で行われる出願。

（４）出願日程

採択決定後、かつ実績報告書提出期限までに行われる出願

（５）審査請求等

外国出願に際し審査請求が必要なものは、各国特許庁が定める期日までに審査請求を行うこと。また、中間応答が必要になった場合には応答すること。

5. 申請から助成金支払いまでのながれ

年間スケジュール	
2023年5月17日（水）	申請書類受付開始
～2023年6月16日（金）	17時締切
7月上旬（予定）	プレゼンテーション
7月中旬（予定）	採否決定通知
↓	採択通知受領後に外国出願、実績報告書関連書類の収集、実績報告書提出
2024年2月15日（木）	実績報告書提出（最終締め切り）

6. 申請時提出書類

以下の（１）の書類は、協会のHPからダウンロードしてご使用ください。

（１）間接補助金交付申請書類

①間接補助金交付申請書【様式第1-1】または【様式第1-2】

- ・冒認商標の場合は、【様式第1-2】、それ以外は【様式第1-1】をご使用ください。
- ・作成の際には、同サイトの「記入例」をご参照ください。

②協力承諾書【様式第1-1の別紙】の別紙または【様式第1-2の別紙】（写し）

- ・選任代理人から申請者に提出していただくものです。申請者は写しを提出してください。

選任代理人はチェック欄をすべて確認し、チェックを入れてください。

- ・選任代理人に依頼しない場合は、必要ありません。ただし、申請書の「15. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）」の欄に“国内代理人に依頼する場合と同等の経理関係書類を自らの責任で提出できる”等の文言を記載してください。

（２）添付書類（すべて写し）

①登記簿謄本：最新情報記載のもの

②会社事業概要：会社パンフレット等で代用可能

③役員等名簿：【様式第1-1の別添】または【様式第1-2の別添】

登記簿謄本記載の役職名を転記してください。個人事業主の場合は不要。

④決算書：直近2期分

- 「事業計画書」および「資金調達計画書」があれば提出
- 創業1年以上2年未満の場合は、1期分の決算書に加え、銀行発行預金残高証明書（直近および2か月前の2通）を併せて提出
- 創業1年未満の場合は、決算書に代えて以下の書類を提出
 - ・法人設立届出書（個人事業主の場合は開業届）
 - ・銀行発行の預金残高証明書（直近および2か月前の2通）
 - ・事業計画書
 - ・収支計画書

⑤出願書類等：

1) 基礎出願の出願書類

- ア)特許出願： 願書、明細書、特許請求の範囲、図面、要約、受領書
- イ)PCT国際出願： 願書、明細書、請求の範囲、図面、要約、受領書
- ウ)実用新案登録出願： 願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約、受領書
- エ)意匠登録出願： 願書、写真または図示的表現、受領書
- オ)商標登録出願： 願書、受領書（登録になっている場合は商標登録証）

2) 基礎出願が優先権主張を伴う場合、優先権主張の基礎となる出願の出願書類等

3) 基礎出願の応答書類：拒絶理由通知、意見書、手続補正書等

4) PCT国際出願について提出されたPCT第19条（1）の規定に基づく補正書、PCT第34条（2）（b）の規定に基づく補正書

⑥見積書

- 国毎、費目毎（外国特許庁費用、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳代）に分けて、金額を明記
- 翻訳受注者および翻訳単価を明記（単価1 Word×Word数）
- 現地代理人の事業所名および同事務所の所在国を明記
※仲介業者（仲介代理人）を介在させることは、特段の事業がない限り認められません。）
- 支払予定先を明記
- 確定した金額が補助上限額となるため、為替レートは変動を考慮して設定すること

⑦資金計画

協会HPからダウンロードして使用してください。

⑧先行技術調査報告書／先行登録調査報告書

- 商標登録出願および冒認対策商標登録出願についてはTM-view、J-platpat等の検索結果を添付
- 国際調査報告書（ISR）がある場合は、ISRの提出をもって先行技術調査報告書の提出に代えることが可能。別途先行技術調査報告書がある場合にはISRと併せて提出
- 国際調査報告書（ISR）がない場合は、先行技術調査報告書を提出

⑨共同出願の場合の関連書類：持分割合が明記されているもの（契約書、覚書等）

⑩賃上げ予定企業（該当者のみ）

- ・「賃金引上げ計画の誓約書」
- ・「従業員への賃金引上げ計画の表明書」
- ・前年度の「法人税申告書別表1」
- ・常時使用する従業員がいる場合：
（別紙1-1 給与総額）または（別紙1-2 平均受給額）を提出
- ・常時使用する従業員がいない場合：
（別紙1-3 給与総額）または（別紙1-4 平均受給額）を提出

※添付書類は申請者の種別によって異なります。必ず、【様式第1-1】または【様式第1-2】の末尾にある添付書類一覧をご確認ください。

7. 申請書提出方法

2通りの申請方法より選択できます。

〈郵送の場合〉

- ・申請書【様式第1-1】または【様式第1-2】（協力承諾書を含む）
1部（原本） 7部（写し）
- ・添付書類一式 8部（写し）

※申請書は、A4サイズ・片面印刷とし、クリップ留めとすること。

出願書類については、枚数が多い場合は両面印刷とすること。

以下の順番に揃えて提出してください。

- ① 申請書（【様式第1-1】または【様式第1-2】）片面印刷
- ② 協力承諾書（弁理士へ依頼する場合）
（【様式第1-1の別紙】または【様式第1-2の別紙】）
- ③ 登記簿謄本（現在事項全部証明書）最新のもの
- ④ 会社の事業概要（パンフレット可）
- ⑤ 役員等名簿（【様式第1-1の別添】または【様式第1-2の別添】）
- ⑥ 直近2期分の決算書
- ⑦ 外国特許庁への出願の基礎となる出願書類等（枚数が多い場合は両面印刷）
- ⑧ 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書
- ⑨ 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画
- ⑩ 先行技術調査報告書／先行登録調査報告書
- ⑪ 共同出願の場合、持分割合及び費用負担割合
- ⑫ （該当者のみ）賃金引上げ計画の誓約書および従業員への賃金引上げ計画表明書

〈補助金申請システム「j Grants（J グランツ）」を利用する場合〉

・「j Grants（J グランツ）」は経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。オンラインで申請状況や処理状況が把握できるのに加え、オンライン上で書類のやり取りが可能になります。

・機密保持の内容を含む書類は郵送のみの受付となるため、本補助金では郵送と併用する必要があります。

※jGrants上に入力しただけでは、申請受付となりません。

交付申請書及び添付書類を必ず郵送にてご提出ください（6月17日（金）17:00必着）。

また、交付申請書（Word版）を電子メールで送付してください。

※電子申請は企業情報など基礎情報のみ入力可能です。機密保持を必要とする内容が含まれるため、応募に関する申請書類の提出に関しては郵送または持参してください。

・使用には認証システム「GビズID」を取得する必要があります。GビズIDの取得には、2～3週間程度の審査期間が必要となります。

【提出先】

〒870-1117

大分市高江西1丁目4361-10

一般社団法人大分県発明協会 外国出願補助金担当

提出いただいた申請書および添付書類は、採択の可否にかかわらず返却いたしません。ご了承ください。

8. 選考方法

協会が設置する審査委員会において、次に掲げる事項を基準として申請者によるプレゼンテーションを実施し、その結果を基に協会で採択を決定します。

- (1) 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
 - (ア) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること
 - (イ) 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有していること
- (3) 産業財産権に係る外国出願及びその後の権利登録に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- (4) 当該間接補助金の交付を受けた中小企業等においては、査定状況等の報告を協会が確認できること。

なお、審査内容や審査結果に関するお問い合わせには回答いたしかねますので、ご了承ください。

〈賃上げ実施企業に対する加点措置について〉

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を行います。

- 申請後の1事業年度または1年（暦年）の期間において、給与総額または一人あたりの平均受給額が1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- 企業が加点措置を希望する場合は、様式「申請時提出書類」に加えて、「賃金引上げ計画の誓約書」および「従業員への賃上げ計画の表明書」提出により受領とします。
- 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」または「給与所得の源泉徴収票合計表（写し）」の提出が必要です。
- なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士または会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。
- 賃上げが1.5%に満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消しおよび補助金返還となる可能性があります。詳細は、誓約書・表明書の「留意事項」をご確認ください。

9. 留意事項

- ジェトロが実施する中小企業等外国出願支援事業と同一案件の併願（重複）申請は認められません。（協会でも不採択の通知を受けた案件は、不採択事由にかかわらず、ジェトロの受付期間に再度応募できます。）
- 交付決定後に外国への出願手続きを始めてください。交付決定前に着手した費用は対象外です。
- 交付決定後に申請内容の変更はできません。変更して出願を予定している場合は、申請書の「8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」の変更欄に必ず記入してください。
- 審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行い、中間応答の必要が生じたものについては、応答してください。

- 本事業により行った外国特許庁への出願については、放棄又は取下げ等を行うことはできません。やむを得ず取りやめる場合は、協会の事前の承認が必要です。
- 申請者は実施要領（経済産業省）別添2記載の暴力団排除に関する誓約事項について申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとします。
- 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。
- 事業完了翌年より5年間、特許庁が行うフォローアップ調査への協力をお願いします。また、採択案件の外国特許庁への全ての出願について、査定結果を受領するまで、査定状況報告書を提出する必要があります。
- 採択された事業者については、本補助金実施要領第22条第2項の定めにより、企業名、所在地、交付の決定を受けた出願種別（「特許」「商標」等）を公表します。

10. 助成金の支払い

助成金の支払いは、精算払いとなります。提出いただいた実績報告書及び証拠書類の内容により事業の実績を確認した上でお支払いします。

11. お問い合わせ先

〒870-1117 大分市高江西1丁目4361-10

一般社団法人大分県発明協会 担当：飯田（いいだ）

TEL：097-596-6171 E-mail：info@oita-hatumei.net

【補助対象経費】

補助対象経費は、採択決定前に着手しないことが条件であり、下表に示す外国出願に係る費用に限ります。

経費区分	内容
外国特許庁等への納付手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 出願手数料 ● P C T国際出願に係る各指定国への移行時の手数料(日本国移行に係る費用は除く) ● 商標のマドプロ出願の出願手数料 ● 意匠のハーグ出願の出願手数料 ● 外国特許庁等への出願料と同日に支払う費用 (審査請求料、優先権主張料、補正料、出願維持年金、P P H費用等)
代理人費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国出願に係る国内代理人(弁理士等)費用 優先権主張等に係る代理人手数料については、日本国特許庁に支払う印紙代以外は補助対象となる場合があります。費用は印紙代と明確に分けて記載してください。 ● 現地代理人費用 本補助金で助成対象となる代理人費用は、国内1事務所、現地(出願国毎)1事務所を前提としています。前述の2箇所の代理人の間に第三者となる代理人を介在させる場合、その仲介手数料等は、国内代理人が直接代理人に依頼すれば要しない費用であるため、原則補助対象となりません。ただし、当該国に出願する際、第三者を仲介しないと出願が困難である場合等、特段の事情がある場合は、当該事情と各代理人における費用見積もり等を申請時に申告した場合に限って、補助対象と認める場合もあります。 ● 銀行振込手数料・送金手数料および振込に要する費用 ● 出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費(公証人証明申請費用、委任状作成費用等)
翻訳費用	<p>翻訳に要する費用(「単価×W o r d数/ページ数」)等の請求書への内訳明記</p> <p>※国によっては、明細書の翻訳文を後日(出願から所定期限内)提出することが可能な国がありますが、その場合は、実績報告書の締切日までに必ず翻訳文の納品を完了してください。</p>
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 先行技術調査に係る費用 ● 本補助金の申請書や実績報告書の作成に係わる費用 ● 国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等 ● 外国特許庁への出願料支払い後、後日、外国特許庁へ支払った(支払う予定)の費用

	<p>(中間手続に係る経費、審査請求費用、登録料、維持年金、手数料等)</p> <ul style="list-style-type: none">● P C T国際出願の国際段階の手数料(国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料)● 日本国特許庁に支払う印紙代(マドプロ出願(MM2)手数料9,000円や優先権主張の印紙代等)
--	--

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき